医療費のお知らせについて　～　組合員及び被扶養者の皆様へ　～

1　医療費通知事業について

厚生労働省の通知において、医療費通知事業については、「被保険者と被扶養者に対し、自らがかかった医療費の実情を理解してもらうとともに、健康に対する認識を深め、これにより組合の健全な運営にも資するようにするため、積極的に取り組むこと。」とされており、協会けんぽや健康保険組合などにおいて既に広く実施されています。

当共済組合におきましては、支部ごとに実施状況やお知らせの内容が異なっていたため、平成２８年度（平成２９年２月）からは、全ての支部において同じ内容で実施することとしました。

組合員及び被扶養者の方につきまして、一人ずつ別添の医療費のお知らせを作成し、一人ずつ別添の封筒に封入封函を行い、組合員の方に組合員及び被扶養者の分の封筒を所属所経由（任意継続組合員の方には直接郵送）で配付する予定です。

つきましては、医療費のお知らせがお手元に届きましたら、内容をご確認いただき、内容に疑義がある場合は速やかに支部にご連絡くださいますようお願いいたします。

2　「医療費のお知らせ」について

（1）記載内容の見方について（「医療費のお知らせ」のイメージは別添を参照してください。）

組合員証等の記号番号	診療等を受けた方のカナ・氏名
地・本部	キョウサイ　タロウ
12345678911	共済　太郎　様

①

② 診療年月	③ 診療区分	④ 受診日数	⑤ 保険医療機関等の名称	⑥ 医療費の総額（円）	⑦ 共済組合の支払額（円）	⑧ 市区町村等の支払額（円）	⑨ 自己負担額（円）
28　年　10　月	外来	1	きょうさい総合病院	3,860	2,702		1,158
			頁計	3,860	2,702		1,158

① 診療等を受けられた方（組合員又は被扶養者）のカナ・氏名です。

② 保険医療機関等で診療等を受けた年月です。

③ 入院・外来・歯入（歯科入院）・歯外（歯科外来）・調剤・接骨（柔道整復師の施術）の区分です。

④ 上記②で、⑤の保険医療機関等の名称欄に記載の保険医療機関等に受診した日数です。

⑤ 診療等を受けた保険医療機関等の名称が表示されています（診療科の表示はなし。）。

⑥ 医療費の総額は、⑦～⑨の合計額です。

⑦ 地方職員共済組合が保険医療機関等に支払った額です。

⑧ 条例・法律に基づき、市区町村・国等から助成を受けられた場合の額です（該当する場合のみ表示されています。）。

⑨ 保険医療機関等の窓口等で支払った自己負担額です。

・　表示額は、１円単位で表示されていますが、実際に保険医療機関等の窓口等で支払う額は、１０円未満を四捨五入した額となります。

・　入院等の際に、保険医療機関等の窓口等で「限度額適用認定証」を提示し、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示されます。

（２）注意事項

①　診療年月から自己負担額の欄まで、１行も記載がない方は、医療費のお知らせに記載されている期間において、次のようなことが原因として記載がない場合があります。

・　保険医療機関等に一度も受診していない方である場合
・　保険医療機関等に受診しているが、保険医療機関等から共済組合に医療費の請求が遅れている場合（診療報酬明細書等の内容を審査中の場合等）
・　特定の診療科を有する保険医療機関等で受診した場合

②　柔道整復施術療養費（接骨）の場合は診療年月が複数月にわたるときに、特定の月にまとめて日数や医療費が記載される場合があります。

③　医療保険で受診等した診療分等を記載しており、医療保険適用外の費用（入院時の個室料や歯科の差額材料費など）は含まないため、領収書の金額と異なる場合があります。

④　市区町村等の助成を受けられた場合等は、支払った金額等と表示金額が異なる場合（国保連を通した現物給付や償還払いの場合等）があります。

⑤　組合員、被扶養者の資格喪失後に組合員証等を使用して受診した場合で、既に共済組合に療養費等の返納を行っている場合でも、返納前の内容で表示される場合があります。

３　保険医療機関等に受診していないにもかかわらず記載がある場合は、共済組合支部にご連絡ください

平成２８年３月に美容内科等を有する保険医療機関による療養費・診療報酬の不正請求の事案が報道されましたが、当共済組合の組合員及び被扶養者の皆様についても、受診していないにもかかわらず、当該医療機関から請求が行われていることが判明しました。

医療保険制度は、保険医療機関等からの請求が正しいものであることを前提として、医療保険者が医療費の支払いを行っているものであるため、当共済組合において、皆様が保険医療機関等に実際に受診されているのかどうかを確認することは困難です。

このため、皆様におかれましては、**実際に受診されたかを同封の「医療費のお知らせ」にてご確認いただき、受診した覚えがない請求が記載されている場合や、記載内容の金額が異なる場合等には、「医療費のお知らせ」の表面の右上に記載されている問合わせ先の支部に、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。**

４　組合員証等を使用して保険医療機関等を受診される場合の留意点

当共済組合の組合員証等は、当共済組合の組合員及び被扶養者の資格を有する方に、医療保険制度の適用を証明する証として発行しているものです。このため、**例えば、被扶養者の方が就職した場合など、被扶養者に該当しなくなった時は、組合員被扶養者証を当共済組合支部に返納する必要があります（月の途中で保険証が変更になったときは、必ず保健医療機関等に新しい保険証を提示してください。）。**

なお、組合員被扶養者証を返納しないまま保険医療機関等で受診し続けた場合には、かかった医療費をお返しいただくことになってしまいます。このようなことを避けるためにも、被扶養者の資格を喪失された場合は、組合員被扶養者証は速やかに返納してください。

「医療費のお知らせ」封筒

※　組合員及び被扶養者の方につきまして、一人ずつ別添の医療費のお知らせを作成し、一人ずつ下記の封筒（裏地紋により外側から見た際に中身が判読できないようにしています）に封入封函（糊付けしています）を行います。

　なお、組合員の方に組合員及び被扶養者の方の分の封筒を所属所経由（任意継続組合員の方には直接郵送）で配付する予定です。

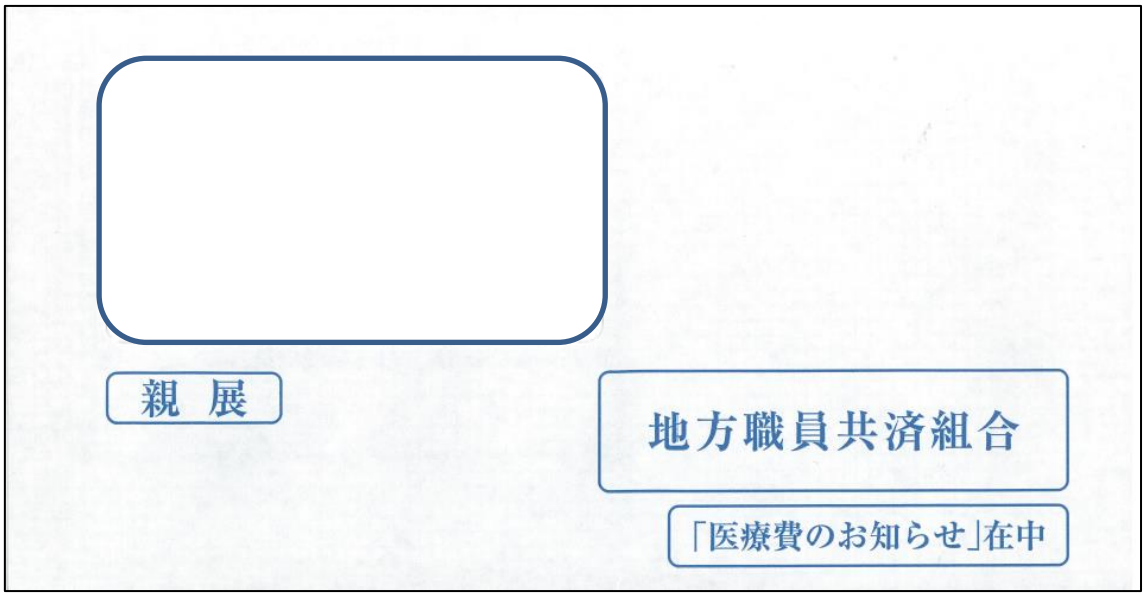

123456789
○○課
共済　太郎　様
987654321

【医療費のお知らせの問合わせ先】
地方職員共済組合○○支部
※　この欄には、各支部の住所及び電話番号が表示されます。
各支部の住所等については、こちらをご覧ください。

医療費のお知らせ（表面）

組合員証等の記号番号	診療等を受けた方のカナ・氏名
地・本部	キョウサイ　タロウ
12345678911	共済　太郎　様

★当共済組合において**平成27年11月から平成28年10月まで**の間に受け付けた、診療報酬明細書等（レセプト・柔道整復施術療養費）を記載しており、平成28年12月時点のデータをもとに作成しています。
★別添「医療費のお知らせについて～組合員及び被扶養者の皆様へ～」をご覧の上、この内容を確認願います。
★確定申告（医療費控除）の際の明細書や領収書として使用できませんのでご注意ください。

診療年月	診療区分	受診日数	保険医療機関等の名称	医療費の総額（円）	共済組合の支払額（円）	市区町村等の支払額（円）	自己負担額（円）
28 年 10 月	外来	1	きょうさい総合病院	3,860	2,702		1,158
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
頁計				3,860	2,702		1,158

医療費のお知らせが2枚（診療報酬明細書等の件数が85件以上）の方につきましては、「診療等を受けた方のカナ・氏名」欄に記載されている方ご本人が、全ての保険医療機関等を受診しているかなど、支部が電話や文書等で確認しますのでご協力お願いいたします。

健康情報提供サイトのお知らせについて（必ずご確認ください）

「健康情報提供サイト」については、**別添「健康情報提供サイトのご案内について」**をご覧ください。また、**このＩＤ及びパスワードは、ご本人以外の方が閲覧することがないようコピー等はせず、大切に保管してください。**

健康情報提供サイト　ＩＤ	健康情報提供サイト　パスワード
△△△△△	□□□□□□□

医療費のお知らせ（裏面）

診療年月	診療区分	受診日数	保険医療機関等の名称	医療費の総額（円）			共済組合の支払額（円）			市区町村等の支払額（円）			自己負担額（円）		
28 年 9 月	外来	1	きょうさい総合病院	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
年 月															
			頁計	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123

個人ID

（45支部共通版）

地方職員共済組合
健康情報提供サイトのご案内について

QUPiO クピオ

毎日、QUPiOに記録するうちにピッタリの健康習慣が身に付き始めました。

新規利用手順（初めて利用される方）

当組合のサイトにアクセス ① → **クピオで本人確認（初回認証）** ② → **利用開始** ③

下記の方法で、当組合のサイトにアクセスし、「健康情報提供サイトのご案内」のバナーをクリックします。
続いて、ご自身が所属する支部の欄にあるURLをクリックして、健康情報提供サイト（クピオ）にアクセスします。

▶URL　http://www.chikyosai.or.jp/

▶検索　地共済　検索

検索サイトで「ご自身が所属する支部名」と「クピオ」と入力し、検索することで、直接クピオにアクセスすることもできます。

例）地共済北海道　クピオ　検索

クピオのサイト右上のID・パスワード入力欄に、別途お配りしている「医療費のお知らせ」に印字しているID・パスワードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。
利用規約や登録画面が表示されますので、画面や確認メールの指示に従って設定をしてください。

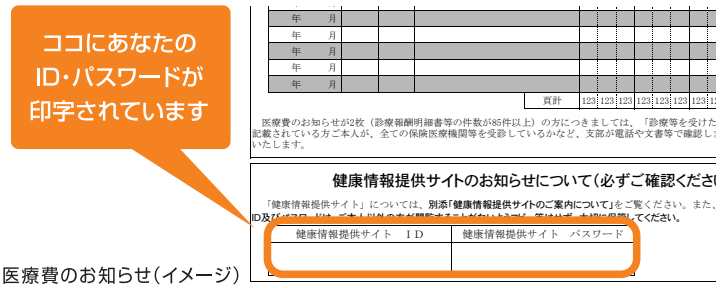

医療費のお知らせ（イメージ）

利用方法が分からない場合は、お気軽に、下記までお問い合わせください

お問い合わせ先

ヘルスケア・コミッティー QUPiOサポート窓口

フリーダイヤル：0120−818−448

受付時間：平日9時～18時（但し、年末年始・夏季休暇・ゴールデンウィーク期間を除く）

※QUPiO（クピオ）の運営は、ヘルスケア・コミッティー株式会社へ業務委託しています。

【留意事項】
●本サービスは、当組合の加入者向けに提供しています。●本サービスのID・パスワードは、平成28年12月時点のデータをもとに作成しております。12月以降に資格を喪失している方は、サービスのご利用ができない場合がございますので、ご了承ください。●「医療費のお知らせ」にID・パスワードの記載がない方につきましては、平成29年3月末までを目途にID・パスワードを別途お知らせいたします。

健康情報提供サービス

QUPiO
クピオ

いよいよサービス利用開始!

ではじめよう！健康生活！！

※新規利用手順は、本紙表面をご確認ください。

QUPiO（クピオ）ってなに？

200万人超の健診データ分析と、東京大学との共同研究で得られた知見をもとに、あなたの「健康生活」を応援するツールです。「健康診断の結果」※をもとに「個人別」のマイページ画面を通じ、生活習慣病予防のための多彩な健康情報を提供しています。インターネットに接続可能な、パソコンやスマートフォンからご利用いただけます。

※ご自身の健診結果を入力すると「健康年齢」など、健康度をチェックできます。特定健康診査の対象である40歳以上の方については、これまで当組合でお預かりしている健診結果データを平成29年4月から約2週間程度で順次登録します。事前にサービスの利用開始をしていただくと、健診結果の登録完了メールをお届けします。

■あなたの健康度をチェック

クピオが持つ200万人超の健診データを使って、あなたの「健康年齢」を算出します。あなたは、実年齢より若い？やや上？ かなり上？

■毎日の生活の中で役立つ健康情報♪

登録しておくとメールマガジンとともに、毎日の生活でのチョットした工夫や、健康トリビアなどの健康情報が届きます。

■健康習慣（行動計画）をご提案！

あなたの健診データから、QUPiOが、ぜひあなたにチャレンジしていただきたい行動計画をご提案します。

■歩数計アプリでカンタン記録☆

毎日の歩数の記録に、専用の歩数計アプリをご用意。歩数計が無くても気軽に歩数記録を始められます。 ※iOS及びAndroidに対応

まずは、歩くことから運動習慣を！

■楽しく歩数を記録♪

トラベルウォークに日々の歩数を記録すると、画面のキャラクターが一緒に歩いて、旅行気分を味わうことができます。

（埼玉県支部・神奈川県支部版）

地方職員共済組合

健康情報提供サイトのご案内について

QUPiO（クピオ）

毎日、QUPiOに記録するうちにピッタリの健康習慣が身に付き始めました。

新規利用手順（初めて利用される方）

注）被扶養者は平成30年4月から利用を開始する予定です。

当組合のサイトにアクセス ① → クピオで本人確認（初回認証） ② → 利用開始 ③

下記の方法で、当組合のサイトにアクセスし、「健康情報提供サイトのご案内」のバナーをクリックします。
続いて、ご自身が所属する支部の欄にあるURLをクリックして、健康情報提供サイト（クピオ）にアクセスします。

▶URL　http://www.chikyosai.or.jp/

▶検索　地共済　検索

検索サイトで「ご自身が所属する支部名」と「クピオ」と入力し、検索することで、直接クピオにアクセスすることもできます。

例）地共済北海道　クピオ　検索

クピオのサイト右上のID・パスワード入力欄に、別途お配りしている「医療費のお知らせ」に印字しているID・パスワードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。
利用規約や登録画面が表示されますので、画面や確認メールの指示に従って設定をしてください。

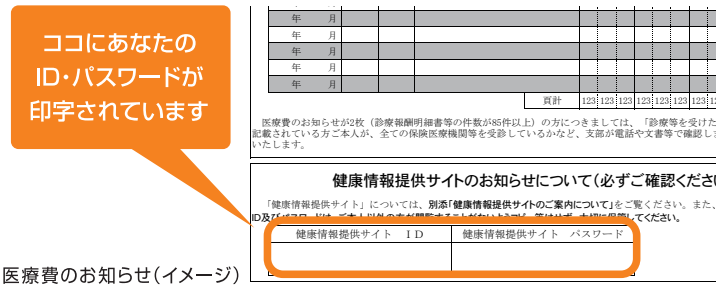

医療費のお知らせ（イメージ）

利用方法が分からない場合は、お気軽に、下記までお問い合わせください

お問い合わせ先

ヘルスケア・コミッティー QUPiOサポート窓口

フリーダイヤル：0120−818−448

受付時間：平日9時～18時（但し、年末年始・夏季休暇・ゴールデンウィーク期間を除く）

※QUPiO（クピオ）の運営は、ヘルスケア・コミッティー株式会社へ業務委託しています。

【留意事項】

●本サービスは、当組合の加入者向けに提供しています。但し、被扶養者は平成30年4月から利用を開始する予定です。●本サービスのID・パスワードは、平成28年12月時点のデータをもとに作成しております。12月以降に資格を喪失している方は、サービスのご利用ができない場合がございますので、ご了承ください。●「医療費のお知らせ」にID・パスワードの記載がない方につきましては、平成29年3月末までを目途にID・パスワードを別途お知らせいたします。●過去に本サービスにログインし、ご自身でパスワードを変更されている場合は、「医療費のお知らせ」に記載するパスワード欄が「******」と表示されています。

健康情報提供サービス

QUPiO クピオ

いよいよサービス利用開始!

ではじめよう！健康生活！！

※新規利用手順は、本紙表面をご確認ください。

QUPiO（クピオ）ってなに？

200万人超の健診データ分析と、東京大学との共同研究で得られた知見をもとに、あなたの「健康生活」を応援するツールです。「健康診断の結果」をもとに「個人別」のマイページ画面を通じ、生活習慣病予防のための多彩な健康情報を提供しています。インターネットに接続可能な、パソコンやスマートフォンからご利用いただけます。

■あなたの健康度をチェック

クピオが持つ200万人超の健診データを使って、あなたの「健康年齢」を算出します。あなたは、実年齢より若い？やや上？ かなり上？

■毎日の生活の中で役立つ健康情報♪

登録しておくとメールマガジンとともに、毎日の生活でのチョットした工夫や、健康トリビアなどの健康情報が届きます。

■健康習慣（行動計画）をご提案！

あなたの健診データから、QUPiOが、ぜひあなたにチャレンジしていただきたい行動計画をご提案します。

■歩数計アプリでカンタン記録☆

毎日の歩数の記録に、専用の歩数計アプリをご用意。歩数計が無くても気軽に歩数記録を始められます。

※iOS及びAndroidに対応

まずは、歩くことから運動習慣を！

■楽しく歩数を記録♪

トラベルウォークに日々の歩数を記録すると、画面のキャラクターが一緒に歩いて、旅行気分を味わうことができます。

～　平成２７年度における健康状況分析及び医療費分析について　～

1　特定健康診査及び特定保健指導を受けましょう

平成２７年度分の各道府県支部の特定健康診査・特定保健指導の実施状況は次の表のとおりです。特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施については、各道府県支部から、お知らせしておりますので、生活習慣病の予防・改善のために毎年、必ず特定健康診査を受診しましょう。また、特定健康診査の結果により、特定保健指導の対象となった場合は、必ず受けるようにしましょう。

特定健康診査

支部名	対象者数	受診者数	受診率	支部名	対象者数	受診者数	受診率
北海道	17,559人	13,436人	76.5%	京都府	4,694人	3,600人	76.7%
青森県	4,753人	4,168人	87.7%	大阪府	10,563人	8,694人	82.3%
岩手県	7,424人	5,845人	78.7%	兵庫県	10,801人	9,056人	83.8%
宮城県	5,537人	4,366人	78.9%	奈良県	4,071人	3,262人	80.1%
秋田県	4,186人	3,594人	85.9%	和歌山県	3,871人	3,320人	85.8%
山形県	5,548人	4,656人	83.9%	鳥取県	3,281人	2,728人	83.1%
福島県	5,708人	4,689人	82.1%	島根県	3,904人	3,233人	82.8%
茨城県	5,294人	4,242人	80.1%	岡山県	4,069人	3,573人	87.8%
栃木県	4,410人	3,884人	88.1%	広島県	5,451人	4,392人	80.6%
群馬県	4,881人	4,088人	83.8%	山口県	4,502人	3,539人	78.6%
埼玉県	8,292人	7,340人	88.5%	徳島県	3,720人	2,856人	76.8%
千葉県	8,043人	6,367人	79.2%	香川県	3,435人	3,027人	88.1%
神奈川県	9,646人	7,802人	80.9%	愛媛県	5,630人	4,466人	79.3%
山梨県	3,276人	2,541人	77.6%	高知県	4,093人	3,355人	82.0%
新潟県	8,228人	6,925人	84.2%	福岡県	7,818人	6,604人	84.5%
富山県	3,631人	3,119人	85.9%	佐賀県	3,451人	2,603人	75.4%
石川県	3,482人	2,797人	80.3%	長崎県	5,753人	5,044人	87.7%
福井県	2,837人	2,435人	85.8%	熊本県	4,532人	4,032人	89.0%
長野県	6,197人	5,213人	84.1%	大分県	4,025人	3,537人	87.9%
岐阜県	5,279人	4,450人	84.3%	宮崎県	4,393人	3,672人	83.6%
静岡県	7,018人	5,988人	85.3%	鹿児島県	6,732人	5,672人	84.3%
愛知県	9,636人	7,910人	82.1%	沖縄県	5,269人	4,303人	81.7%
三重県	5,464人	4,677人	85.6%	本部	188人	166人	88.3%
滋賀県	3,742人	3,179人	85.0%	組合計	264,317人	218,445人	82.6%

特定保健指導

支部名	対象者数	終了者数	終了率	支部名	対象者数	終了者数	終了率
北海道	2,449人	296人	12.1%	京都府	641人	286人	44.6%
青森県	616人	249人	40.4%	大阪府	1,497人	110人	7.3%
岩手県	973人	134人	13.8%	兵庫県	1,102人	340人	30.9%
宮城県	734人	303人	41.3%	奈良県	487人	99人	20.3%
秋田県	657人	51人	7.8%	和歌山県	691人	77人	11.1%
山形県	686人	88人	12.8%	鳥取県	482人	83人	17.2%
福島県	768人	297人	38.7%	島根県	521人	124人	23.8%
茨城県	819人	137人	16.7%	岡山県	565人	266人	47.1%
栃木県	693人	157人	22.7%	広島県	703人	238人	33.9%
群馬県	645人	220人	34.1%	山口県	534人	234人	43.8%
埼玉県	1,083人	482人	44.5%	徳島県	547人	81人	14.8%
千葉県	1,161人	607人	52.3%	香川県	512人	151人	29.5%
神奈川県	1,222人	49人	4.0%	愛媛県	840人	32人	3.8%
山梨県	383人	91人	23.8%	高知県	689人	126人	18.3%
新潟県	998人	245人	24.5%	福岡県	1,170人	213人	18.2%
富山県	492人	261人	53.0%	佐賀県	507人	10人	2.0%
石川県	476人	56人	11.8%	長崎県	923人	216人	23.4%
福井県	371人	69人	18.6%	熊本県	624人	389人	62.3%
長野県	805人	288人	35.8%	大分県	512人	252人	49.2%
岐阜県	577人	270人	46.8%	宮崎県	616人	226人	36.7%
静岡県	818人	157人	19.2%	鹿児島県	972人	343人	35.3%
愛知県	1,170人	453人	38.7%	沖縄県	835人	253人	30.3%
三重県	696人	116人	16.7%	本部	20人	13人	65.0%
滋賀県	515人	238人	46.2%	組合計	35,797人	9,476人	26.5%

※　４０歳以上の組合員及び被扶養者が対象です。

※　特定健康診査･特定保健指導の毎年度の目標値は、平成２７年度は特定健康診査が８６％、特定保健指導が３２％であり、平成２８年度は特定健康診査が８８％、特定保健指導が３６％となっています。

2　重症者のうち医療機関に未受診の組合員への受診勧奨事業について

平成２６年度及び平成２７年度の特定健康診査を受診した組合員の方で、次のいずれかの条件に該当する方を重症者として抽出し、このうち、平成２６年の健診受診月から平成２８年４月までの間に医療機関で当該疾病に対する治療を受けていない方について、医療機関への受診を促す冊子を配付する事業を毎年１１月～１２月頃に行っております。

①　血糖：ＨｂＡ1ｃ（血糖コントロール値）が、６．５％以上の方（ＨｂＡ1ｃを測定していない場合は、空腹時血糖が１２６㎎以上の方）

②　血圧：収縮期血圧（最高血圧）１８０㎜Hg 以上又は拡張期血圧（最低血圧）１１０㎜Hg 以上の方

この冊子を受け取った組合員の方におきましては、冊子の内容をご確認いただき、医療機関への受診を行っていただきますようお願いいたします。

地方職員共済組合

3　組合員及び被扶養者の疾病別の医療費の状況

（１）当共済組合の組合員及び被扶養者に関する医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）のデータにつきまして、平成２７年４月～平成２８年３月の間に当共済組合に請求があったものについて分析したところ、下図のような傾向が見られました。

（２）また、「04　内分泌、栄養及び代謝疾患（糖尿病、高脂血症、甲状腺腫など）」・「09　循環器系の疾患（高血圧、心筋梗塞、脳梗塞、脳出血など）」・「11-1　消化器系の疾患（胃潰瘍、アルコール性肝疾患、肝硬変、胆石症など）」の３つについて、いわゆる生活習慣病の基になる疾病として見ますと、合計で２３．０％、２１９億２百万円となり、生活習慣病対策が重要であると考えられます。

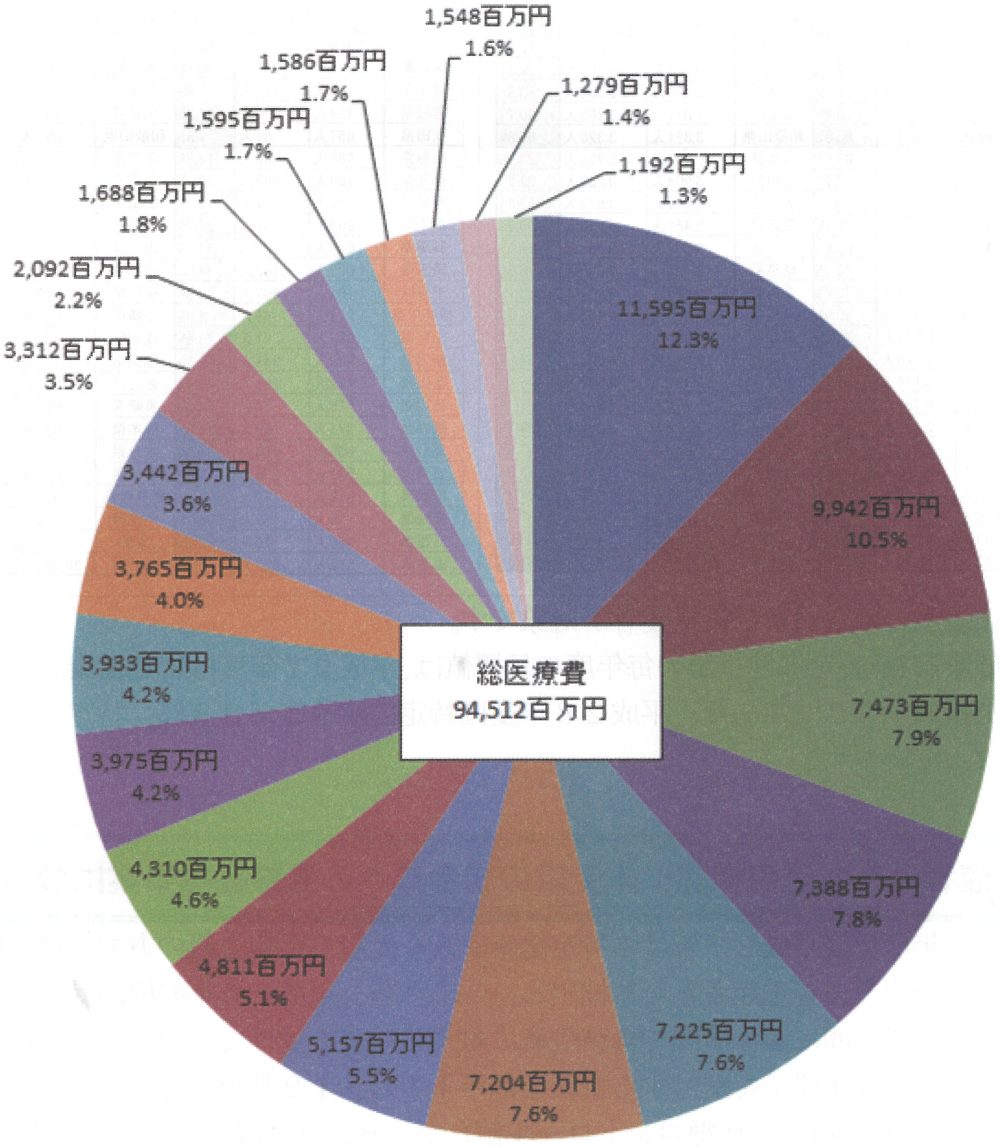

- 10 呼吸器系の疾患（花粉症、インフルエンザなど）
- 11-2 歯の疾患
- 04 内分泌、栄養及び代謝疾患（糖尿病、高脂血症、甲状腺腫など）
- 02 新生物（癌、白血病、良性新生物など）
- 09 循環器系の疾患（高血圧、心筋梗塞、脳梗塞、脳出血など）
- 11-1 消化器系の疾患（胃潰瘍、アルコール性肝疾患、肝硬変、胆石症など）
- 13 筋骨格系及び結合組織の疾患（リウマチ、関節症など）
- 06 神経系の疾患（パーキンソン、脳性麻痺、自律神経失調症など）
- 12 皮膚及び皮下組織の疾患（アトピー性皮膚炎など）
- 07 眼及び付属器の疾患（結膜炎、白内障、遠視、近視、ものもらいなど）
- 05 精神及び行動の障害（認知症、アルコール中毒、統合失調症、うつ病、神経症など）
- 14 腎尿路生殖器系の疾患（腎炎、腎不全、尿路結石、前立腺肥大など）
- 01 感染症及び寄生虫症（コレラ、結核、肝炎など）
- 19 損傷、中毒及びその他の外因の影響（骨折、外傷、やけど、薬物中毒など）
- 18 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
- 15 妊娠、分娩及び産じょく（流産など）
- 16 周産期に発生した病態（未熟児など）
- 03 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害（貧血、血友病など）
- 20　不明

当共済組合の短期給付制度における各種届出等について

1　被扶養者の要件を欠くに至った場合の届出

組合員被扶養者証の交付を受けている被扶養者について、被扶養者の要件を欠くに至った場合は、地方公務員等共済組合法施行規程（以下「規程」という。）第９４条第１項及び第９８条第１項の規定に基づき、**組合員が**被扶養者取消申告書、組合員被扶養者証及び取消年月日が確認できる書類を**遅滞なく**地方職員共済組合各支部（以下「各支部」という。）に**提出**してください。

（被扶養者の要件を欠くに至った場合の参考例）

① 就職した場合
② 所得の年額が１３０万円を超える場合
③ 公的年金支給額を含めた所得の年額が１８０万円を超える場合
④ 被扶養者である者が雇用保険を受給し給付日額が３，６１２円以上の場合
⑤ 健康保険等に加入することとなった場合　等

2　組合員証等の記載事項に変更等があったときの届出

（１）氏名又は**住所に変更**があったときは、規程第９３条の２の規定に基づき、**組合員が、遅滞なく**変更に関する申告書を各支部に**提出**してください。

（２）組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の記載事項に変更があったときは、規程第９５条第１項の規定に基づき、**組合員が**、組合員証等に変更に関する申告書を添えて**遅滞なく**各支部に**提出**してください。

（３）組合員証等の表面の記載が消えるなど著しく損傷したときは、規程第９６条第１項の規定に基づき、**組合員が**、組合員証等再交付申請書に損傷した組合員証等を添えて、**遅滞なく**各支部に**提出**してください。

3　組合員証等を紛失した場合の届出

（１）組合員証等を紛失したときは、規程第９６条第１項の規定に基づき、**組合員が**、組合員証等再交付申請書を**遅滞なく**各支部に**提出**してください。

（２）組合員証等の再交付後に紛失した組合員証等を発見したときは、規程第９６条第３項の規定に基づき、**組合員が**、発見した再交付前の組合員証等を、**遅滞なく**各支部に**返納**してください。

4　検認の実施に際しての書類の提出

（１）各支部が定めるところにより、毎年１回、被扶養者の資格の有無を確認するための組合員被扶養者証の検認を実施しています。

（２）検認の際は、規程第９７条第２項により、**組合員が**、各支部が求める被扶養者の要

件を備えていることが確認できる必要書類を**遅滞なく提出**してください。

（3）また、規程第９７条第４項により、**検認を受けない組合員被扶養者証は無効**となりますのでご注意ください。

5　交通事故などでケガをした場合に組合員証等を使用することについての届出

（1）組合員又は被扶養者の方が、交通事故などの第三者による加害行為で負傷し、保険医療機関等に受診する場合は、組合員証等を使用することができますが、その場合は、規程第１０３条の規定に基づき、**組合員が損害賠償申告書等の必要書類**を各支部に**提出**する必要があります。

（2）提出が遅れた等の事情があったため、支部が加害者に医療費を請求できなくなった場合などは、組合員の方に医療費を請求する場合がありますので、保険医療機関等に受診する前に速やかに損害賠償申告書等を支部に提出してください。

ジェネリック医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。

このため、厚生労働省では平成２５年４月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し取組を進めてきました。さらに、平成２７年６月の閣議決定において、**平成２９年度に７０％以上**とするとともに、**平成３０年度から平成３２年度末までの間のなるべく早い時期に８０％以上**とする、新たな数量割合の目標が定められました。

当組合としては、毎年７月にジェネリック差額通知を一部の組合員等に実施しておりますが、差額通知の対象となっていない組合員等の皆様におかれましても、ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

＜組合員及び被扶養者のジェネリック医薬品数量割合（金額ベース）＞

支部名	平成28年3月診療分	平成28年4月診療分	平成28年5月診療分	平成28年6月診療分	平成28年7月診療分
北海道	65.4%	66.8%	67.9%	67.8%	68.0%
青森県	66.1%	67.5%	66.1%	66.3%	68.0%
岩手県	71.2%	73.4%	74.1%	75.2%	74.7%
宮城県	64.9%	67.2%	67.3%	67.3%	67.2%
秋田県	59.9%	63.5%	63.2%	64.7%	65.5%
山形県	67.0%	68.9%	67.6%	68.3%	66.0%
福島県	63.8%	67.5%	66.2%	65.7%	68.0%
茨城県	59.6%	61.6%	63.0%	63.7%	64.5%
栃木県	62.8%	62.1%	65.1%	63.1%	64.2%
群馬県	65.6%	65.0%	67.1%	67.8%	65.8%
埼玉県	61.9%	64.1%	63.6%	64.7%	64.9%
千葉県	62.8%	64.3%	64.4%	65.2%	63.9%
神奈川県	60.7%	60.7%	61.3%	61.2%	60.6%
新潟県	65.4%	67.5%	65.5%	67.4%	68.0%
富山県	65.1%	67.7%	66.4%	69.1%	69.0%
石川県	61.7%	65.5%	64.8%	66.3%	68.2%
福井県	60.9%	63.8%	62.5%	64.0%	64.9%
山梨県	53.2%	54.0%	55.4%	55.6%	55.5%
長野県	68.1%	70.9%	70.6%	70.7%	71.9%
岐阜県	59.5%	64.4%	62.3%	63.3%	61.9%
静岡県	65.3%	67.6%	66.7%	67.4%	66.7%
愛知県	61.8%	62.1%	63.1%	63.6%	64.3%
三重県	59.3%	59.8%	61.2%	59.8%	59.4%
滋賀県	63.0%	66.9%	64.9%	64.4%	65.3%

支部名	平成28年3月診療分	平成28年4月診療分	平成28年5月診療分	平成28年6月診療分	平成28年7月診療分
京都府	61.6%	63.3%	62.7%	62.4%	62.3%
大阪府	58.7%	60.8%	60.0%	61.6%	60.9%
兵庫県	64.6%	65.6%	65.3%	67.3%	65.4%
奈良県	63.3%	66.5%	65.3%	66.9%	65.7%
和歌山県	62.2%	61.3%	62.2%	65.6%	64.5%
鳥取県	63.7%	64.4%	65.1%	65.3%	66.9%
島根県	64.7%	67.6%	66.4%	64.8%	67.2%
岡山県	63.2%	65.8%	64.6%	64.3%	65.3%
広島県	59.3%	62.6%	60.2%	62.2%	63.5%
山口県	68.3%	64.2%	68.0%	62.7%	64.8%
徳島県	50.2%	52.6%	52.5%	49.0%	52.2%
香川県	65.7%	68.6%	67.3%	66.8%	65.5%
愛媛県	62.2%	64.7%	63.1%	67.2%	65.6%
高知県	57.4%	57.1%	59.4%	57.7%	60.0%
福岡県	65.1%	67.3%	67.7%	66.6%	67.5%
佐賀県	63.6%	66.5%	64.5%	66.1%	64.8%
長崎県	62.9%	65.1%	63.7%	63.6%	64.0%
熊本県	69.7%	70.7%	70.7%	71.2%	70.8%
大分県	59.3%	62.2%	64.1%	63.3%	65.2%
宮崎県	69.4%	69.4%	68.1%	68.4%	69.5%
鹿児島県	74.0%	74.2%	73.9%	74.2%	73.7%
沖縄県	77.1%	78.9%	77.8%	78.2%	78.1%
本部	60.4%	54.9%	60.6%	60.0%	59.7%
組合計	63.9%	65.6%	65.5%	65.9%	66.0%